

中国における
「遼寧省固体廃棄物環境汚染防止条例」
の解説と仮訳

(2025年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地法律事務所上海里格（大連）法律事務所に作成委託し、2025年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・大連事務所

E-mail : PCD@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail : SCC@jetro.go.jp

JETRO

目次

中国における「遼寧省固体廃棄物環境汚染防止条例」の解説.....	1
1. 条例制定の背景.....	1
(1)現状への挑戦.....	1
(2)情勢の変化.....	1
(3)政府目標.....	2
(4)新措置の制度化.....	2
2. 主な内容に対する解説.....	3
(1)原則の補足	3
(2)条例の重点内容	3
(3)固体廃棄物の全過程情報化監督管理の範囲の拡大	5
(4)非現場、信息化、智慧化監督管理手段のデジタルエンパワーメント	5
(5)工業固体廃棄物の委託確認メカニズムの細分化.....	7
(6)危険廃棄物を発生する事業者に対し分級分類と差異化管理制度を全面的に推進	8
(7)企業の日常的なコンプライアンス管理において留意すべきその他の新たな要求 ...	10
3. 固体廃棄物管理において直面する可能性のある新たなリスク	12
4. リスク対策の提案	13
(1)新しい法規、新しい制度、新しい政策に関する研修を強化する	13
(2)固体廃棄物の管理制度と施設設備を整備する	13
(3)定期的に固体廃棄物管理のリスク要因を点検する	13
(4)固体廃棄物の情報データ管理を規範化する	13
(5)慎重にサプライヤーの確認管理を行う	14
遼寧省固体廃棄物環境汚染防止条例の仮訳.....	15

中国における「遼寧省固体廃棄物環境汚染防止条例」の解説

— デジタルエンパワーメントによる固体廃棄物全過程管理の日系企業に対する影響 —

「遼寧省固体廃棄物環境汚染防止条例」（以下、「条例」という）は、遼寧省第14期人民代表大会常務委員会第11回会議により2024年9月24日に可決され、2024年12月1日から施行された。本報告書では、「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」（以下、「固体廃棄物法」という）が施行されてから約4年後に公布されたこの新法規について解説し、この新法規により遼寧省の日系企業が直面する可能性のある新たなリスクを分析し、リスク対策について提案する。ほかの省や市の日系企業の中国国内の環境規制の動きを知る参考にすることもできる。

1. 条例制定の背景

(1) 現状への挑戦

中国の重工業大省である遼寧省の固体廃棄物、特に危険廃棄物の発生量は、急速な増加を続けている。公開データ¹によると、2020年の同省の危険廃棄物の発生量は2015年と比べて約204.78%増加し、2022年には279万8,000トンに達し、2020年よりさらに17.44%増加した。また、フライアッシュ、硼泥などの一般工業固体廃棄物の発生量は、さらに巨大である。固体廃棄物に関する環境問題が時折発生しており、固体廃棄物の専門的な取締り行動は、長年にわたって地方政府の重要事項とされている。各部門や各レベルの監督管理体制も新たな取り組みができている。法により、政府、公衆、企業の各方面の責任と義務を規範化し、明確にする必要がある。

(2) 情勢の変化

遼寧省の危険廃棄物処理能力は、すでに省内の需要を満たすことができるようになった。2022年末の時点で、全省の危険廃棄物利用処理業者の許可経営規模は、合計412万5,500トン/年であり、2020年と比べて50.82%増加した。これにより、基本的

¹ 2023年8月8日付け「遼寧省生態環境庁による遼寧省危険廃棄物利用処理能力建設誘導的提案に関する通知」

に自主処理を主として、総合利用を補助、集中処理を最終手段とする危険廃棄物処理の構造が形成された²。一方で、固体廃棄物環境汚染防止の主な弱点は、農村地域のゴミや建設廃棄物、フライアッシュなどの大口工業固体廃棄物、低価値化された大口工業固体廃棄物の資源化利用製品の流通などへと変化した。また、化学工業廃棄塩などの少数の種類の危険廃棄物の処理能力には、依然として弱点が存在する。これらの新しい問題と矛盾を解決するためには、地方性法規の的確さと柔軟性を発揮し、地方の実際に応じた法的解決策と監督管理措置を制定する必要がある。

(3) 政府目標

遼寧省は、「無廃都市」（廃棄物のない都市）建設を積極的に推進しており、瀋陽市、大連市、盤錦市を先駆けとして、その他の都市が段階的に推進する「無廃都市」建設構造を形成する予定である。「遼寧省の全面的振興に関する新たな3ヵ年突破行動案（2023-2025）」では、グリーン発展方式とライフスタイルの形成を推進し、経済社会の発展と生態環境保護の良好な相互作用を実現することを提案した。これらの目標を達成するためには、地方立法を通じて政策計画の連続性、安定性、実施の一貫性を確保する必要がある。

(4) 新措置の制度化

2020年固体廃棄物法は、固体廃棄物に対し全過程、全工程、全体系にわたる厳格な監督管理が求められ、情報化管理を通じて発生源における厳格な監督管理を実施し、部門間の管理閉ループと情報共有を実現する取り組みが、新たな状況下で管理の効率と効果を高める主要な手段とされている。管理の抜け穴を避けるためには、地方性法規を通じて職責を明確にし、権限を付与し、新しい管理措置や手段を立法によって制度化、具体化する必要がある。

² 2023年8月8日付け「遼寧省生態環境庁による遼寧省危険廃棄物利用処理能力建設誘導的提案に関する通知」

2. 主な内容に対する解説

(1) 原則の補足

原則とは、法律や法規の中で最も包括的で安定性のある原理や基準を指す。固体廃棄物法と比べて、条例は全過程管理とデジタルエンパワーメントを明確に強調していることがわかる。このため、本報告書ではデジタルエンパワーメントによる固体廃棄物の全過程管理が日系企業に与える影響に重点をおいて解説する。

表1 固体廃棄物法と条例の法的原則の比較

固体廃棄物法の原則	条例の原則
✓ 「三化」原則（減量化、資源化、無害化）	✓ 「三化」原則を堅持し、統一的な計画、分類管理、全過程管理、デジタルエンパワーメント、社会全体の共同管理を実施する。
✓ 汚染者負担の原則	✓ 汚染者負担の原則
✓ 生活ごみ：政府主導の原則、全民参加の原則、都市・農村の統合原則、地域の実情に応じた原則、簡単で実行しやすい原則、発生者負担の原則	✓ 生活ごみ：発生者負担の原則 ✓ 農村地域の建設廃棄物：近隣処理の原則

(2) 条例の重点内容

条例は、全9章67条からなり、総則、監督管理、工業固体廃棄物、生活ごみ、建設廃棄物、農業固体廃棄物およびその他の固体廃棄物、危険廃棄物、法的責任、附則となっている。遼寧省生態環境庁によれば、以下の八つの点が条例の主な内容である。

表2 条例の主な内容

番号	重点	条文
1	固体廃棄物の監督管理体制を健全化する	✓ 全過程管理（第四条） ✓ 共同防止共同制御（第五条） ✓ 各部門の監督管理責任（第六条、第十四条、第十八条、第十九条、第二十六条、第三十四条、第四十二条等）

2	固体廃棄物に関する計画の役割を明確にする	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 固体廃棄物環境汚染防止に関する専門計画(第十条) ✓ 生活ごみ防止処理の計画(第二十八条) ✓ 危険廃棄物集中処理施設、場所建設の計画(第五十四条)
3	監督管理において情報化手段の役割を發揮する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報化メカニズムにより固体廃棄物の全過程監督管理を推進する(第十二条) ✓ 情報化手段により正確化、知能化のレベルを高める(第十七条) ✓ 固体廃棄物情報化トレーサビリティ管理(第五十六条)
4	工業固体廃棄物の全過程管理などのメカニズムをさらに完備する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子台帳(第二十条) ✓ 工業固体廃棄物の委託者、受託者の責任と義務を細分化し、委託者が受託者の主体資格と技術能力を確認する方法を明確にする(第二十三条) ✓ 各主体が過去に発生した工業固体廃棄物を処理する責任(第二十四条)
5	分級分類監督管理などの措置を実施することにより、危険廃棄物の管理能力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 差異化管理(第五十五条) ✓ 危険廃棄物の鑑別管理(第五十七条) ✓ 危険廃棄物の利用、処理施設の業績評価制度(第五十八条) ✓ 危険廃棄物の総合利用、セメント窯共同処理、焼却処理、埋立処理の管理(第六十条、第六十一条)
6	生活ごみ、建設廃棄物、農業固体廃棄物管理等の弱点に対し措置を強化する	(略)
7	プラスチェック 汚染の処理、退役した風力発電設備、太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビニール汚染の処理(第四十八条) ✓ 退役した風力発電設備、太陽光発電設備などの新興固体廃棄物の管理(第四十九条)

	などの新興固体廃棄物の管理など、その他の固体廃棄物管理の空白を埋める	✓ 下水汚泥、浚渫底泥の管理（第五十二条）
8	既存の制度的障害を打破し、適度な制度革新を通じて固体廃棄物の利用処理の行き先における弱点問題を解決する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活ごみ焼却施設での焼却処理が可能な工業固体廃棄物名録管理（第二十二条） ✓ 工業固体廃棄物の総合利用と処理（二十四条） ✓ 生活ごみ、農村建設廃棄物（略）

（3） 固体廃棄物の全過程情報化監督管理の範囲の拡大

条例における全過程情報化監督管理の範囲は、「工業固体廃棄物の発生、貯蔵、輸送、利用、処理の全過程」である。固体廃棄物法と比べ、情報化監督管理の範囲は「発生、貯蔵、利用」の段階まで拡大されている。

表3 固体廃棄物法と条例の全過程情報化監督管理の範囲の比較

制度	固体廃棄物法	条例
固体廃棄物の情報化監督管理	国務院の生態環境主管部門は、国務院の関連部門と共同して、全国の危険廃棄物などの固体廃棄物環境汚染防止情報プラットフォームを構築し、固体廃棄物の収集、移動、処理等の全過程におけるモニタリングと情報化トレーサビリティを推進しなければならない。（第十六条）	省生態環境主管部門は、工業および情報化、交通運輸などの主管部門と共同して、工業固体廃棄物管理情報システムを構築し、工業固体廃棄物の発生、貯蔵、輸送、利用、処理の全過程の情報化管理を推進しなければならない。（第二十条）

（4） 非現場、信息化、智慧化監督管理手段のデジタルエンパワーメント

条例は、政府と企業の二つのレベルから関連主管部門に情報化監督管理システムの構築を授権し、同時に企業のデータ収集義務を明確にした。

- ① 政府レベルで、関連主管部門に固体廃棄物の情報化システムと監督管理メカニズムの構築を授權した

第一に、省生態環境主管部門は関係部門と共同して、固体廃棄物情報化監督管理メカニズムを整備し、固体廃棄物の全過程における監督管理を推進しなければならない（第十二条）。

第二に、生態環境主管部門およびその法執法機関、その他の固体廃棄物環境汚染防止の監督管理の職責を負う部門は、遠隔監視、衛星リモートセンシングなどの情報化手段を利用して、分析・研究・判断および早期警報・発生源追跡を強化し、固体廃棄物環境汚染防止の正確化、知能化のレベルを高めることができる（第十七条第二項）。

第三に、工業固体廃棄物管理情報システム、危険廃棄物情報化知能監督管理システムの構築を推進し、危険廃棄物重点監督管理事業者は、モノのインターネット技術手段を活用してデータをスマートに収集し、関連する固体廃棄物の情報化トレーサビリティ管理を実現する（第二十条第一項、第五十六条第一項、第六十二条）。

- ② 企業レベルで、情報の報告、データ収集などの義務を明確にした

第一に、工業固体廃棄物が発生する事業者は、工業固体廃棄物管理情報システムを通じて、工業固体廃棄物の発生、貯蔵、輸送、利用、処理などの状況を如実に記入しなければならない（第二十条第二項）。

第二に、固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者は、法に基づいて適時に固体廃棄物環境汚染防止情報を公開し、自発的に社会の監督を受けなければならず、固体廃棄物環境汚染防止責任制度を確立し、健全化し、汚染防止措置、環境リスク管理の要求および事業者の責任者と関係者の責任を明確にしなければならない（第十四条第二項）。

第三に、キュアールコードとモノのインターネット技術手段によりスマートにデータを収集する。以下のものを含む。

危険廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者は、国と省の関連規定に従ってキュアールコードを含む危険廃棄物ラベルと危険廃棄物施設標識を設置しなければならない（第五十六条第二項）。

環境監督管理重点事業者名録管理に組み込まれた危険廃棄物の発生、収集、保管、利用、処理を行う事業者は、国と省の関連要求に従って電子式重量計、ビデオ監視カメラ、電子タグなどのモノのインターネット技術手段を用いてデータをスマートに収集し、かつ、省危険廃棄物情報化知能監督管理プラットフォームに接続しなければならない。その他の条件のある危険廃棄物の発生、収集、利用、処理を行う事業者がモノのインターネット技術手段を使用し、危険廃棄物の追跡管理を実現することを奨励する（第六十二条）。

危険廃棄物の情報化監督管理に関する具体的な技術内容については、遼寧省生態環境庁が2024年1月28日に発表した「全省の危険廃棄物の全過程トレーサビリティ情報化監督管理をさらに強化することに関する通知」を参照されたい。

(5) 工業固体廃棄物の委託確認メカニズムの細分化

固体廃棄物法第37条には、工業固体廃棄物が発生する事業者が他人に工業固体廃棄物の輸送、利用、処理を委託する場合、受託者の主体資格と技術能力を確認し、法に基づいて書面による契約を締結し、契約に汚染防止の要求を定めなければならないと定めている。受託者に対しては、関係する法律、法規の規定と契約の定めに従って汚染防止の要求を履行し、輸送、利用、処理の状況について工業固体廃棄物が発生する事業者に通知する義務が求められている。実務においては、企業が受託者の確認方法、確認内容およびその後の義務などについて疑問を投げかけることがよくある。

条例では、確認の基本的な方法と内容を細分化し、「工業固体廃棄物が発生する事業者が、工業固体廃棄物を他人に委託して利用、処理する場合には、受託者の証書情報、環境影響評価書類、環境保護施設の検査書類などを検査する方法を通じて、受託者の主体資格および技術能力を確認しなければならない。法に基づいて締結する書面契約には、輸送責任、汚染防止要求、利用および処理方法などを明確にする。工業固体廃棄物を発生、利用、処理する事業者が他人に工業固体廃棄物の輸送を委託する場合には、輸送人の証書情報および技術能力などを確認し、法に基づいて締結する書面契約には工業固体廃棄物の汚染防止要求などを明確にしなければならない。」と定めている（第二十三条第一項、第二項）。

条例では、工業固体廃棄物を外部に輸送した後の委託者の督促義務も明確にしている。「委託者は、受託者が関連法律、法規の規定と契約の約定に従って汚染防止義務を履行するように督促しなければならず、受託者は速やかに輸送、利用、処理状況を委託者に告知しなければならない。」（第二十三条第三項）

上記の規定に違反する場合の法的責任について、条例では新たな規定を設けていない。実務においては依然として固体廃棄物法第百二条第一項第（九）号と第二項が適用される。

（6）危険廃棄物を発生する事業者に対し分級分類と差異化管理制度を全面的に推進

分級分類は、固体廃棄物管理の基本制度の一つである。固体廃棄物法第五十六条では、危険廃棄物について分級分類管理を実施することを定めている。国家危険廃棄物名録に掲載されている危険廃棄物の免除管理も分級分類管理の一つの形態である。条例では、分級分類管理をすべての危険廃棄物発生事業者と経営事業者に拡大している。

表4 危険廃棄物の分級分類管理に関する条例の規定

省生態環境主管部門などの関係部門は、危険廃棄物の分級分類管理制度を制定し、かつ、動的に調整し、危険廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者に対して差異化管理を実施しなければならない。危険廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者は、危険廃棄物の分級分類管理要求を確実に実行し、有効な措置を講じて環境汚染を防止しなければならない。（第五十五条）

遼寧省生態環境庁が2024年7月に発表した「遼寧省危険廃棄物の分級分類管理実施計画」（以下、「実施計画」という）によれば、遼寧省は2025年に分級分類管理を全面的に推進し、高リスク事業者に対して重点的に監督管理を実施し、低リスクの事業者に対して簡素化された管理を実施することで、監督管理の重点を一層際立たせ、監督管理の効果を高め、ビジネス環境を最適化することを目指している。具体的な等級評価の指標体系については、実施計画を参照することができる。この分級分類方法を参照して、危険廃棄物の発生量を減らし、貯蔵場所の規範化レベルを高め、固

体廃棄物管理の情報化レベルを高めることで、企業のリスク等級を下げる事ができる。

表5 異なる等級の危険廃棄物発生事業者に対する監督管理要求

リスク等級	監督管理要求
高リスク重点監督管理企業	<p>企業は、四半期ごとに規範的な環境管理評価サブシステムを使用して自己評価を少なくとも1回実施する。また、省の情報プラットフォームにおいて適時に電子台帳を記録し、毎月15日までに前月分の申告を、毎年1月31日までに前年度分の申告を行う。さらに、毎年危険廃棄物管理業務の研修を少なくとも2回組織する。</p> <p>市生態環境部門は、毎年省の情報プラットフォームおよび規範的な環境管理評価サブシステムを通じて、非現場検査評価を少なくとも2回実施し、現場検査評価を少なくとも2回実施する。省生態環境庁は、毎年省の情報プラットフォームおよび規範的な環境管理評価サブシステムを使用して、非現場検査評価を少なくとも1回実施し、現場での抜取検査を行う。</p>
中リスク監督管理企業	<p>企業は、半年ごとに規範的な環境管理評価サブシステムを使用して自己評価を少なくとも1回実施する。また、省の情報プラットフォームにおいて四半期ごとの最初の月の15日までに前の四半期分の申告を、毎年3月31日までに前年度分の申告を完了する。さらに、毎年危険廃棄物管理業務の研修を少なくとも1回組織する。</p> <p>市生態環境部門は、毎年省の情報プラットフォームおよび規範的な環境管理評価サブシステムを通じて、非現場検査評価を少なくとも2回実施し、現場検査評価を少なくとも1回実施する。</p>
低リスク監督管理企業	<p>企業は、毎年規範的な環境管理評価サブシステムを使用して自己評価を少なくとも1回実施する。また、省の情報プラットフォームにおいて毎年3月31日までに前年度分の申告を完了する。</p> <p>市生態環境部門は、毎年省の情報プラットフォームおよび規範的な環境管理評価サブシステムを通じて、非現場検査評価を少なくとも1回実施し、当該種類の企業を「二重ランダム・一公開（検査対象の無作為抽出、検査担当者の無作為選出、検査結果の公開）」の監督管理の対象範囲に組み入れる。</p>

(7) 企業の日常的なコンプライアンス管理において留意すべきその他の新たな要求

前述の各制度に加えて、企業の日常的な固体廃棄物のコンプライアンス管理において留意すべき条例のその他の新たな要求を以下に簡潔に挙げる。

① 危険廃棄物の鑑別を積極的かつ迅速に実施する

固体廃棄物が発生する事業者は、国家危険廃棄物名録および危険廃棄物排除管理リストに掲載されていないが、危険特性を有する可能性のある固体廃棄物について、国の関連規定に従って危険廃棄物の鑑別を展開しなければならない。鑑別を完了した後は、鑑別報告書などの関連資料を全国危険廃棄物鑑別情報公開サービスプラットフォームで公開し、同時に所在地の生態環境主管部門に報告する。

(第五十七条)

② 固体廃棄物の省をまたぐ移動における受入業者の確認義務と問題報告義務

省外から固体廃棄物の移入を受ける事業者は、到着した固体廃棄物の名称、数量、特性、形態などを確認し、承認内容または届出情報と一致しないことを発見した場合には、遅滞なく省外の移出事業者に告知し、かつ、受入地の生態環境主管部門およびその他の固体廃棄物環境汚染防止の監督管理の職責を負う部門に報告しなければならない。(第十六条第二項)

③ 固体廃棄物環境汚染防止責任制度の内容の詳細化

固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者は、法に基づいて適時に固体廃棄物環境汚染防止情報を公開し、自発的に社会の監督を受けなければならず、固体廃棄物環境汚染防止責任制度を確立し、健全化し、汚染防止措置、環境リスク管理の要求および事業者の責任者と関係者の責任を明確にしなければならない。(第十四条第二項)

④ 生活ゴミ焼却施設で共同処理される固体廃棄物のリストの範囲

省生態環境主管部門は、省住宅都市農村建設主管部門と共同して、国の関連規定に基づき、生活ゴミ焼却施設に入れて焼却処理することができる工業固体廃棄物名録を制定し、社会に公表し、かつ、動的に調整する。(第二十二条第三項)

⑤ 危険廃棄物の総合利用製品の品質要求

危険廃棄物の総合利用製品は、製品標準に合致しなければならない。危険廃棄物の資源化利用生成物の生産過程において環境中に排出される有害物質と当該生成物中の有害物質の含有量は、国の関連する汚染物排出（制御）標準または技術規範の要求に合致しなければならない。（第六十条）

⑥ 実験室で発生する固体廃棄物、浚渫汚泥などの廃棄物の管理

実験室を設置した企業、教育機関、科学研究機関などの事業者は、実験室固体廃棄物管理制度を確立し、発生する廃薬剤、廃試薬などの廃棄物に対して、法に基づいて分類収集、貯蔵、輸送、利用、処理しなければならない。実験室の固体廃棄物が危険廃棄物に属する場合には、危険廃棄物に従って管理しなければならない。（第五十一条第二項）

水道業者、都市下水処理施設の維持保護運営業者、下水汚泥処理業者および水体の浚渫・掘削などの活動に従事する業者は、規定に従って下水汚泥、浚渫底泥の総合利用と無害化処理を行い、管理台帳を設置し、下水汚泥、浚渫底泥の行き先、用途、使用量などを追跡、記録しなければならない。（第五十二条第二項）

⑦ 廃棄自動車・船舶の廃棄、解体要求

廃棄された自動車・船舶などを規定の条件に合致しない企業または個人に引き渡して、回収、解体させることを禁止する。（第五十条第二項）

⑧ 大量固体廃棄物が発生する事業者の削減要求

フライアッシュ、硼泥、製錬スラグ、ケン化スラグなどの工業固体廃棄物の保存量が比較的大きい事業者は、段階的な削減計画を制定し、工業固体廃棄物の保存量を減少させなければならない。環境保護標準および要求に合致する前提の下で、坑内充填、生態修復、路盤材料などの方式を採用して工業固体廃棄物を処理することを奨励する。（第二十四条第二項）

⑨ 企業の終了または移転前の廃棄物処理要求

固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、利用、処理する事業者は、終了または移転する前に、固体廃棄物の貯蔵、処理の場所、施設、設備、残留廃棄物およびその他の有毒有害物質を適切に処理し、環境汚染を防止しなければならない。（第十五条）

3. 固体廃棄物管理において直面する可能性のある新たなリスク

条例の施行に伴い、また「国務院弁公庁による企業に関する行政検査を厳格に規範化する意見」、「生態環境部による生態環境法執行のさらなる規範化およびビジネス環境の最適化支援に関する意見」などの新しい法執行監督管理の実施に伴い、主管部門の監督管理方法と内容には明らかな変化が現れている。企業の固体廃棄物管理には、以下のような新しいリスクに直面する可能性がある。

- ① 従来の現場監督管理モードでは、法遵守意識、施設設備および管理能力が、全過程の情報化モニタリング方法や条例に定められた新しい制度、新しい要求事項に即座に適応し、把握することができないリスクがある。
- ② 廃棄物の分類基準が不明確で、性質評価が間違っているなどの歴史的な問題が存在する場合、発生源の管理強化と鑑別管理の制度が整った状況では、固体廃棄物の違法処理リスクが増加する可能性がある。
- ③ 全過程の情報化モニタリング制度が導入されたことで、企業の固体廃棄物の収集、貯蔵、輸送が法規定に合致せず、情報登録が不適切で、データ記録が漏れたり、誤りが生じたりするリスクが明らかに増加する可能性がある。
- ④ 地域間や部門間の監督管理情報の共有と協力が強化された状況では、企業の委託輸送、移転、利用、処理の管理が不適切な場合の法的リスクが明らかに増加する可能性がある。
- ⑤ 実験室廃棄物などの特定の種類や特定の段階における固体廃棄物の監督管理が強化されたことで、これまでの固体廃棄物管理の「盲点」が法的リスクとして顕在化し、明らかに増加する可能性がある。

上記のリスクにより、既存の固体廃棄物管理の不適切な点が明らかになり、または新たな潜在的な問題が発生する可能性がある。特に、情報化による全過程監督管理方式の下で、固体廃棄物の性質評価ミスや利用、処理情報の偽造などの問題が発生した場合には、固体廃棄物の違法処理などの比較的重大な行政、刑事または民事上の法的リスクが発生する可能性がある。

4. リスク対策の提案

上記のリスクについて、以下の五つのリスク対策を提案する。

(1) 新しい法規、新しい制度、新しい政策に関する研修を強化する

EHS（環境、健康、安全）担当者や廃棄物と関連するポジションにある人員を対象に、条例などに関する研修を適宜実施し、管理意識と専門能力を高める。

(2) 固体廃棄物の管理制度と施設設備を整備する

固体廃棄物の環境汚染防止管理責任、リスクの潜在的要因の点検、緊急事態への対応、管理計画と情報の報告、台帳管理、外部委託による輸送・利用・処理の管理、情報システムの管理、データ収集の品質などの内容を含め、固体廃棄物の規範化および情報化管理に必要な施設設備を適時整備し、更新し、維持する。

(3) 定期的に固体廃棄物管理のリスク要因を点検する

事前に固体廃棄物の発生量を減らし、性質評価を強化する。定期的に固体廃棄物管理のリスク要因を点検し、性質が明確でない廃棄物については、迅速に鑑別を行い、鑑別段階における不正行為のリスクに注意し、歴史的に残された問題を主管当局と意思疎通して解決する。事中においては、発生から収集、貯蔵、輸送、利用、処理までの各段階を規範化して管理する。事後には、迅速に緊急措置を講じ、残された固体廃棄物を適切に処理する。リスクが発生しやすい廃棄物の種類や段階におけるリスク防止に注目し、貯蔵、移転の段階を詳細に管理する。

(4) 固体廃棄物の情報データ管理を規範化する

全過程にわたる台帳制度を整備し、内部記録の品質管理を強化して、情報システムに真実に登録されることを確保し、危険廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理の全過程を情報化し管理する。内部台帳と報告する情報、公開する情報の整合性を確保する品質管理制度を確立し、電子と紙の「二つの帳簿」を避ける。台帳記録に変更が生じた場合には、対応する証明資料を保存し、偽造のリスクを厳しく防止する。

(5) 慎重にサプライヤーの確認管理を行う

固体廃棄物の委託輸送、利用、処理に関する契約書の審査を強化し、委託処理にかかる各当事者の責任を明確にする。サプライヤーの資格と能力の確認を慎重に行い、業績評価、分級分類監督管理、情報プラットフォームなどを活用してその業績能力を適時に把握し、最良なサプライヤーを選定する。定期的に督促と追跡を行い、証拠の保存方法を規範化する。免除管理の対象となる段階や企業については、特に厳格に該当性をチェックし、対象の段階を限定し、適切なタイミングで追跡を行う。

<仮訳>

遼寧省固体廃棄物環境汚染防止条例

「遼寧省固体廃棄物環境汚染防止条例」は、遼寧省第14期人民代表大会常務委員会第11回会議により2024年9月24日に審議、可決された。ここに公布し、2024年12月1日から施行する。

遼寧省人民代表大会常務委員会

2024年9月26日

遼寧省固体廃棄物環境汚染防止条例

(2024年9月24日遼寧省第14期人民代表大会常務委員会第11回会議で可決)

目次

第一章 総則

第二章 監督管理

第三章 工業固体廃棄物

第四章 生活ごみ

第五章 建設廃棄物

第六章 農業固体廃棄物、その他の固体廃棄物

第七章 危険廃棄物

第八章 法的責任

第九章 附則

第一章 総則

第一条 生態環境を保護・改善し、固体廃棄物による環境汚染を防止し、公衆の健康を保障し、生態安全を維持保護し、生態文明建設を推進し、経済社会の質の高い発展を促進するために、「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」などの法律、行政法規に基づき、本省の実際と結びつけて、本条例を制定する。

第二条 本省の行政区域内における固体廃棄物による環境汚染の防止には、本条例を適用する。

固体廃棄物による海洋環境汚染の防止および放射性固体廃棄物による環境汚染の防止には、本条例を適用しない。

「遼寧省医療廃棄物管理条例」において、医療廃棄物による環境汚染の防止について別段の規定がある場合には、その規定に従って執行する。

第三条 固体廃棄物による環境汚染の防止は、減量化、資源化、無害化の原則を堅持し、統一的な計画、分類管理、全過程管理、デジタルエンパワーメント、社会全体の共同管理を実行する。

第四条 省・市・県（県級市、区を含む、以下同様）人民政府は、本行政区域の固体廃棄物環境汚染防止に責任を負い、固体廃棄物環境汚染防止業務に対する指導を強化し、関係部門が法に基づいて固体廃棄物環境汚染防止の監督管理の職責を履行するように組織し、協調し、督促し、環境汚染防止業務における重大な問題を統一的に解決し、固体廃棄物環境汚染防止の目標責任制および考查評価制度を確実に実行し、固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、移転、利用、処理などの環境汚染防止の全過程管理を推進しなければならない。

郷・鎮人民政府、街道事務所は、職責に従い、法に基づいて固体廃棄物環境汚染防止業務を着実に行わなければならない。

第五条 省人民政府は、固体廃棄物環境汚染防止の必要に基づいて、隣接する省人民政府との業務連携を強化し、行政区域を跨ぐ固体廃棄物による環境汚染の共同防止共同制御メカニズムの構築を協議し、計画の制定、施設の建設、固体廃棄物の移転などの業務を統一的に計画することができる。

市人民政府の間では、行政区域をまたぐ固体廃棄物による環境汚染の共同防止共同制御メカニズムの構築を協議し、固体廃棄物の集中処理施設と場所の建設を統一的に計画し、固体廃棄物の利用、処理協力、環境リスクの共同防止を推進することができる。

第六条 生態環境主管部門は、本行政区域内の固体廃棄物環境汚染防止業務に対して統一的な監督管理を実施する。

発展改革、工業・情報化、自然資源、住宅都市農村建設、交通運輸、農業農村、商務、衛生健康、郵便、市場監督管理、疾病予防制御などの主管部門は、それぞれの職責範囲内で固体廃棄物環境汚染防止の監督管理業務に責任を負う。

第七条 事業者および個人は、生態環境保護意識を高め、生態環境保護義務を履行し、固体廃棄物の発生を減少しなければならない。

固体廃棄物環境汚染防止は、汚染者負担の原則を堅持する。固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者および個人は、措置を講じて、固体廃棄物の環境に対する汚染を防止または減少させ、もたらした環境汚染に対して法に基づいて責任を負わなければならない。

第八条 省・市・県人民政府は、関係部門を組織して、財政・租税政策、用地の手配、賃貸料の減免、政府調達などの面で、固体廃棄物総合利用プロジェクトを支援し、発展させ、固体廃棄物総合利用の園区化、規模化、産業化を促進しなければならない。

省・市・県人民政府およびその関係部門は、固体廃棄物環境汚染防止の科学研究、技術開発、科学技術成果の転化および先進技術の普及を奨励し、支持し、固体廃棄物環境汚染防止の技術進歩と産業発展を推進しなければならない。

社会の力が固体廃棄物環境汚染防止業務に参与することを奨励し、支持する。

第九条 国家機関、社会団体、企業・事業単位（政府系事業組織）および基層の大衆的自治組織は、固体廃棄物環境汚染防止の宣传教育と科学的普及を強化し、公衆の固体廃棄物環境汚染防止意識を高めなければならない。

学校は、生活ゴミの分類およびその他の固体廃棄物環境汚染防止の知識の普及と教育を開拓しなければならない。

放送、テレビ、新聞・雑誌、インターネットなどのニュースメディアは、固体廃棄物環境汚染防止に対する公益宣伝と世論監督を強化しなければならない。

第二章 監督管理

第十条 省・市・県人民政府は、固体廃棄物環境汚染防止業務を国民経済および社会発展計画、生態環境保護計画に組み入れ、固体廃棄物環境汚染防止に関する専門計画の制定を組織し、生態保護および污染防治の目標任務、保障措置などを明確にし、固体廃棄物の貯蔵、移転・輸送、集中処理などの施設の建設需要を統一的に計画し、施設の配置を最適化し、施設の建設用地を保障しなければならない。

工業固体廃棄物、危険廃棄物の集中貯蔵、利用、処理の施設と場所および尾鉱庫、生活ゴミ埋立場、建設廃棄物処理場の建設は、生態保護レッドライン、環境品質ボトムライン、資源利用上限ラインおよび生態環境参入リストなどの生態環境区分管理の要求に合致しなければならない。

第十一条 省・市・県人民政府およびその関係部門は、有効な措置を講じて固体廃棄物の源頭での減量と資源化利用を推進し、固体廃棄物の無害化処理能力を高め、固体廃棄物の危害性を低減し、固体廃棄物の埋立量を最大限に低減し、廃棄物のない都市建設を推進しなければならない。

企業・事業単位およびその他の生産経営者が廃棄物のない園区、廃棄物のない工場区、廃棄物のない観光地などの建設を積極的に推進することを奨励し、支持する。

第十二条 省生態環境主管部門は、工業および情報化、住宅都市農村建設、農業農村、交通運輸などの部門と共同して、固体廃棄物情報化監督管理メカニズムを確立し、健全化し、固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、移転、利用、処理などの全過程の監督管理を推進しなければならない。

第十三条 固体廃棄物を発生、貯蔵、利用、処理するプロジェクトを建設するには、法に基づいて環境影響評価を行わなければならない。建設プロジェクトについて環境影響評価を行う場合には、法律、法規および技術規範などの関連規定に基づいて建設プロジェクトが発

生する副産物、固体廃棄物を識別し、固体廃棄物の種類、数量、利用または処理方式、環境リスクなどを評価し、危険廃棄物の危険特性分析を強化し、環境汚染防止措置を制定し、かつ、国の建設プロジェクト環境保護管理に関する規定を遵守しなければならない。

第十四条 市生態環境主管部門は、住宅都市農村建設、農業農村などの主管部門と共同して、定期的に固体廃棄物の種類、発生量、処理能力、利用処理状況などの情報を社会に公表しなければならない。

固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者は、法に基づいて適時に固体廃棄物環境汚染防止情報を公開し、自発的に社会の監督を受けなければならず、固体廃棄物環境汚染防止責任制度を確立し、健全化し、汚染防止措置、環境リスク管理の要求および事業者の責任者と関係者の責任を明確にしなければならない。

第十五条 固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、利用、処理する事業者は、終了または移転する前に、固体廃棄物の貯蔵、処理の場所、施設、設備、残留廃棄物およびその他の有毒有害物質を適切に処理し、環境汚染を防止しなければならない。

第十六条 固体廃棄物を省から移出して貯蔵、処理または利用する場合には、関連規定に従って、本省生態環境主管部門に報告して承認を受け、または届出をしなければならない。

省外から固体廃棄物の移入を受ける事業者は、到着した固体廃棄物の名称、数量、特性、形態などを確認し、承認内容または届出情報と一致しないことを発見した場合には、遅滞なく省外の移出事業者に告知し、かつ、受入地の生態環境主管部門およびその他の固体廃棄物環境汚染防止の監督管理の職責を負う部門に報告しなければならない。

第十七条 生態環境主管部門およびその環境法執行機関、ならびにその他の固体廃棄物環境汚染防止の監督管理の職責を負う部門は、それぞれの職責の範囲内で固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理などの活動に従事する事業者およびその他の生産経営者に対して現場検査を行う権利を有する。検査を受ける者は、状況を如実に反映し、かつ、必要な資料を提供しなければならない。

生態環境主管部門およびその環境法執行機関、ならびにその他の固体廃棄物環境汚染防止の監督管理の職責を負う部門は、遠隔監視、衛星リモートセンシングなどの情報化手段を

を利用して分析・研究・判断および早期警報・発生源追跡を強化し、固体廃棄物環境汚染防止の正確化、知能化のレベルを高めることができる。

第三章 工業固体廃棄物

第十八条 生態環境主管部門は、発展改革、工業および情報化などの主管部門と共同して、国の工業固体廃棄物環境汚染防止技術政策に従い先進的な工業固体廃棄物環境汚染防止の生産工程と設備の普及を組織しなければならない。

工業および情報化主管部門は、関係部門と共同して、工業固体廃棄物の発生量を減少し、工業固体廃棄物の危害性を低減する生産工程と設備の研究開発と普及を組織し、国が公布する重大な環境汚染をもたらす工業固体廃棄物を発生する立ち後れた生産工程と設備の期限付き淘汰リストの確実な実施を推進しなければならない。

第十九条 工業および情報化主管部門は、関係部門と共同して、国の工業固体廃棄物総合利用技術、工程、設備および製品ガイド目録に従い、工業企業が先進的な生産工程と設備を採用することを推進し、工業固体廃棄物資源の総合利用評価を組織し、展開し、工業固体廃棄物の総合利用を推進しなければならない。

第二十条 省生態環境主管部門は、工業および情報化、交通運輸などの主管部門と共同して、工業固体廃棄物管理情報システムを構築し、工業固体廃棄物の発生、貯蔵、輸送、利用、処理の全過程の情報化管理を推進しなければならない。

工業固体廃棄物が発生する事業者は、工業固体廃棄物管理情報システムを通じて、工業固体廃棄物の発生、貯蔵、輸送、利用、処理などの状況を如実に記入しなければならない。

第二十一条 工業固体廃棄物が発生する事業者は、法に基づいてクリーン生産を展開し、工程設備の改造、クリーンエネルギーおよび代替原料の使用、グリーンサプライチェーン管理の強化、廃棄物の総合利用または循環利用などの措置を通じて、源頭から工業固体廃棄物の発生を減少させなければならない。

産業園区の循環化改造の実施を奨励し、工業固体廃棄物の総合利用プロジェクトを導入し、産業園区内の工業固体廃棄物の効率的な循環利用を促進する。

第二十二条 工業固体廃棄物が発生する事業者は、一時的に利用しない、または利用することができない工業固体廃棄物に対して、国の関連規定に従い安全に分類して保管し、または無害化処理をしなければならない。

工業固体廃棄物が国の関連規定に合致する場合には、生活ゴミ焼却施設に入れて共同処理することができる。

省生態環境主管部門は、省住宅都市農村建設主管部門と共同して、国の関連規定に基づき、生活ゴミ焼却施設に入れて焼却処理することができる工業固体廃棄物名録を制定し、社会に公表し、かつ、動的に調整する。

第二十三条 工業固体廃棄物が発生する事業者が工業固体廃棄物を他人に委託して利用、処理する場合には、受託者の証書情報、環境影響評価書類、環境保護施設の検収書類などを検査する方法を通じて、受託者の主体資格および技術能力を確認しなければならない。法に基づいて締結する書面契約には、輸送責任、汚染防止要求、利用および処理方法などを明確にする。

工業固体廃棄物を発生、利用、処理する事業者が他人に工業固体廃棄物の輸送を委託する場合には、輸送人の証書情報および技術能力などを確認し、法に基づいて締結する書面契約には工業固体廃棄物の汚染防止要求などを明確にしなければならない。

前二項の規定の委託者は、受託者が関連法律、法規の規定と契約の約定に従って汚染防止義務を履行するように督促しなければならず、受託者は速やかに輸送、利用、処理状況を委託者に告知しなければならない。

第二十四条 市・県人民政府は、歴史的に残された工業固体廃棄物の削減計画を制定し、工業固体廃棄物の保存量を減少させなければならない。

フライアッシュ、硼泥、製鍊スラグ、ケン化スラグなどの工業固体廃棄物の保存量が比較的大きい事業者は、段階的な削減計画を制定し、工業固体廃棄物の保存量を減少させなければならない。環境保護標準および要求に合致する前提の下で、坑内充填、生態修復、路盤材料などの方式を採用して工業固体廃棄物を処理することを奨励する。

第二十五条 鉱山企業は、科学的な採掘方法および先進的な生産工程を採用し、尾鉱、石炭脈石、廃石などの鉱業固体廃棄物の発生量と貯蔵量を減少させ、充填、埋め戻し、有価成分の抽出などの措置を取って資源の利用率を高めなければならない。

第四章 生活ゴミ

第二十六条 省・市・県人民政府は、生活ゴミの分別投棄、分別収集、分別輸送、分別処理の推進を加速し、生活ゴミ分別制度の効果的な普及を実現しなければならない。生活ゴミ分別作業の協調メカニズムを確立し、健全化し、生活ゴミ分別管理能力の建設を強化し、統括し、生活ゴミの分別作業を督促し、指導する。

環境衛生主管部門は、生活ゴミ管理に関する業務に責任を負う。

第二十七条 市・県人民政府は、発生者負担の原則に従い、生活ゴミ処理料金制度を確立し、健全化し、分別料金計算、計量課金などの差別化管理を実施し、かつ、十分に公衆の意見を求め、生活ゴミの減量、分別および資源化利用を促進しなければならない。生活ゴミ処理料金標準は、社会に公表しなければならない。

第二十八条 市・県人民政府環境衛生主管部門は、関係部門と共同して、国、省の関連規定および要求に基づいて、本地区の人口、地域、生活ゴミの発生量、処理目標などの状況を踏まえて、本地区の生活ゴミ処理計画の編成を組織し、同クラスの人民政府に報告して承認を受けなければならない。

生活ゴミ処理計画は、国土空間計画に合致し、生活ゴミの分別投棄、分別収集、分別輸送、分別処理施設、ならびに再生資源回収拠点、集中分別センター、取引市場の配置、規模および標準を明確にしなければならない。

第二十九条 省・市・県人民政府の関係部門は、生活ゴミ埋立場および焼却場に対する監督管理を強化しなければならない。設計使用年限に達し、かつ、評価および論証により使用を継続することができず、または倉庫容量が満杯の生活ゴミ埋立場に対し封鎖処理と生態回復を行い、かつ、定期的に追跡モニタリングを展開し、浸出液などによる環境汚染を防止する。

第三十条 市・県人民政府は、農村の生活ゴミ処理施設の建設を推進し、生活ゴミに対して集中処理を実施しなければならない。一時的に集中処理条件を備えていない地域は、地域の実情に応じて、近隣で適切に生活ゴミを処理しなければならない。

第三十一条 環境衛生主管部門は、生ゴミの資源化、無害化処理業務の展開を組織し、地域的な収集、輸送、利用、処理システムの建設を推進することに責任を負う。

食品加工、生鮮スーパー、農産物市場、農産物卸売市場、飲食サービスなど生ゴミが発生、収集する事業者およびその他の生産経営者は、規定に従って単独で生ごみを収集し、保管し、かつ、相応の資格条件を備えた業者に任せて無害化処理をしなければならない。

第五章 建設廃棄物

第三十二条 省・市・県人民政府は、建設廃棄物環境汚染防止を強化し、建設廃棄物の分類処理制度を実施し、法に基づいて源頭での減量、分類処理、処理施設と場所の配置および建設などを含む建設廃棄物環境汚染防止業務計画を制定し、建設廃棄物の管理レベルを向上させなければならない。

第三十三条 市・県人民政府およびその住宅都市農村建設主管部門は、建設廃棄物減量の政策措置を整備し、グリーン設計、グリーン建材選択、グリーン施工および新型建築方式を普及し、建設廃棄物の源頭での減量を推進しなければならない。

第三十四条 環境衛生主管部門は、建設廃棄物環境汚染防止業務に責任を負い、建設廃棄物の全過程管理制度を確立し、建設廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理行為を規範化し、総合利用を推進し、建設廃棄物の処理施設、場所の建設を強化し、情報化管理手段を通じて建設廃棄物の全過程におけるモニタリングおよび情報化トレースバックを推進する。

事業者と個人は、建設廃棄物の分類管理の要求に従って建設廃棄物を収集、貯蔵、輸送、利用、処理しなければならず、勝手に建設廃棄物を投棄し、ばらまき、または堆積してはならない。

第三十五条 工事施工業者は、建設廃棄物処理方案を編成し、建設廃棄物の減量化措置、利用処理方式および汚染防止措置を明確にし、法に基づいて環境衛生主管部門に報告し、届け出なければならない。

建設廃棄物処理方案には、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 施工業者の基本情報、工事概況
- (2) 建設廃棄物の発生量、種類
- (3) 源頭での減量、分類管理、現地利用、排出制御、緊急時の対応処置などの措置
および責任者
- (4) 建設廃棄物の輸送、利用、処理の委託意向書または委託契約書
- (5) 法律、法規に規定されたその他の内容

工事施工業者は、建設廃棄物の発生量、種類、搬出工期、最終的な行き先などの内容を工事現場に公示し、社会の監督を受けなければならない。

第三十六条 工事施工業者は、工事施工過程で発生する建設廃棄物などの固体廃棄物を適時に搬出しなければならない。工事現場で建設廃棄物を一時的に貯蔵する必要がある場合には、生態環境、交通安全、環境衛生管理規定に合致しなければならず、周辺の建築物、構築物、管網の安全および住民の正常な生活に影響を与えてはならない。

現場で利用することができない建設廃棄物について、工事施工業者は法に基づいて認可された建設廃棄物輸送業者に引き渡し、法に基づいて認可された処理業者に輸送して処理しなければならない。建設廃棄物を個人または建設廃棄物の輸送に従事することの認可を受けていない事業者に引き渡して輸送させてはならない。

第三十七条 市・県環境衛生主管部門は、公安、交通運輸などの部門と共同して、建設廃棄物の輸送時間、輸送路線、積載荷重の査定、荷役場所の査定などについて監督管理を実施し、建設廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理の全過程についてマニフェスト管理を実施し、段階的に電子マニフェスト管理を推進しなければならない。

第三十八条 建設廃棄物を直接利用または資源化利用することができる場合には、循環利用し、または指定された建設廃棄物転送調整場所に輸送しなければならない。直接利用、資

源化利用することができない場合には、建設廃棄物処理場所に輸送して処理しなければならない。

建設廃棄物処理場所は、建設廃棄物以外の固体廃棄物を受け入れてはならない。

第三十九条 省・市・県人民政府およびその関係部門は、建設廃棄物の総合利用製品の応用を推進しなければならない。政府性資金を用いて建設された工事プロジェクトは、使用機能を満たすことを前提として、国の規定する標準を満たす建設廃棄物の総合利用製品を優先的に使用しなければならない。ほかの工事プロジェクトの建設に工事品質要求に合致する建設廃棄物の総合利用製品を優先的に使用することを奨励する。

第四十条 農村地域での家屋の建築、内装、解体などによって発生する建設廃棄物は、近隣で適切に処理する原則に従って、村内の道路、住宅入口までの道、景観などの建設に利用することができる。

県人民政府の関係部門および郷・鎮人民政府、街道役所は、前項の規定による建設廃棄物の堆積、収集、輸送、利用、処理などに対して指導と監督を強化しなければならない。

第四十一条 住宅都市農村建設主管部門は、地域の実情に応じて措置を講じ、新築民間建物の一度での内装の完成を支持し、二度目の内装による建設廃棄物の発生を減らし、または避けなければならない。

内装工事の過程で発生する建設廃棄物は、生活ゴミと分けて収集し、定時・定点で、または事前に予約するなどの方法で搬出しなければならない。

第六章 農業固体廃棄物、その他の固体廃棄物

第四十二条 農業農村主管部門は、農業固体廃棄物回収利用システムの建設の指導に責任を負い、関係事業者とその他の生産経営者が法に基づいて農業固体廃棄物を収集、貯蔵、輸送、利用、処理することを奨励し、誘導し、監督管理を強化し、わら、廃棄農業用フィルム、農薬包装廃棄物および家畜・家禽の糞尿などの農業固体廃棄物による環境汚染を防止する。

第四十三条 わらが発生する事業者およびその他の生産経営者は、回収利用およびその他の環境汚染防止措置を講じなければならない。

わらを総合利用する事業者およびその他の生産経営者が先進的で実用的なわらの収集、貯蔵、輸送、利用技術工程と装備を導入し、開発することを奨励する。

第四十四条 廃棄農業用フィルムが発生する事業者およびその他の生産経営者は、利用価値のない廃棄農業用フィルムを農村ゴミ収集処理システムに組み入れなければならない。

国が明示的に禁止し、または強制的な国家標準に合致しない農業用フィルムの生産、販売、使用を禁止する。分解可能で無害な農業用フィルムの開発、生産、販売、使用を奨励し、支持する。

第四十五条 農薬生産者、経営者、使用者は、法に基づいて農薬包装廃棄物の回収処理の義務を履行し、かつ、農薬包装廃棄物を専門の機関または組織に引き渡して無害化処理をしなければならない。

農薬経営者および農薬包装廃棄物回収ステーション（所）は、農薬包装廃棄物回収処理台帳を設置し、農薬包装廃棄物の回収数量および行方の情報を記録しなければならない。

農薬生産者の資源化利用が容易で、処理しやすく、分解可能な包装物を使用し、アルミニウム箔包装物を段階的に淘汰することを奨励する。

第四十六条 一定規模での家畜・家禽の養殖に従事する事業者および個人は、自らまたは他人に委託して養殖過程で発生する家畜・家禽の糞尿などの固体廃棄物を適時に収集、貯蔵、利用または処理し、環境が汚染されることを避けなければならない。

一定規模の養殖に達していない家畜・家禽養殖事業者および個人は、その養殖規模に見合った汚染防止措置を講じて、環境が汚染されることを避けなければならない。

家畜・家禽の屠殺に従事する事業者および個人は、国の関連規定に従って発生する固体廃棄物を科学的に処理しなければならない。

第四十七条 市・県人民政府は、関係部門を組織して病死した家畜・家禽の無害化処理施設と収集システムを確立し、運営事業者と関連責任を明確にし、無害化処理を行う事業者のリストを遅滞なく社会に公開しなければならない。

家畜・家禽の飼育、屠殺、経営、隔離に従事する事業者および個人は、病死した家畜・家禽および病気にかかった家畜・家禽の製品に対して無害化処理をし、または病死の家畜・家禽の無害化処理場に処理を委託しなければならない。

河川、湖、ダムなどの水域で発見された家畜・家禽の死骸は、法に基づいて所在地の県人民政府が収集、処理し、かつ、発生源を追跡する。都市の公共場所と農村で発見された家畜・家禽の死骸は、法に基づいて所在地の街道事務所、郷・鎮人民政府が収集、処理し、かつ、発生源を追跡する。

第四十八条 省・市・県の人民政府およびその関係部門は、プラスチック汚染処理システムの確立と健全化を組織し、プラスチック廃棄物の規範的な回収利用と処理を推進し、プラスチック廃棄物総合利用の産業化、規模化、規範化、クリーン化発展を推進し、プラスチック廃棄物の直接埋立量を減少させなければならない。

第四十九条 発展改革、工業・情報化、商務などの主管部門は、それぞれの職責に従って、退役した風力発電設備、太陽光発電設備などの新興固体廃棄物の総合利用技術の研究開発と産業化応用を推進しなければならない。太陽光発電パネル、風力発電機ブレードなどの製品の生産事業者が多ルート回収システムを確立し、健全化し、製品の回収利用を促進することを奨励する。

生態環境主管部門は、退役した風力発電設備、太陽光発電設備の回収利用、処理の全過程における環境汚染防止の監督管理を強化し、退役設備の無害化処理の汚染制御要求を厳格にし、国の環境保護標準に合致することを確保しなければならない。

第五十条 廃棄された自動車・船舶、非道路移動用機械などを回収して解体することに従事する企業は、資源利用率が高くて、汚染物質排出量が少ない工程と設備を採用し、環境汚染を防止しなければならない。発生した固体廃棄物は、国の関連規定に従って適切に貯蔵、利用、処理しなければならない。危険廃棄物に属する場合には、危険廃棄物に従って管理しなければならない。

廃棄された自動車・船舶などを規定の条件に合致しない企業または個人に引き渡して、回収、解体させることを禁止する。

第五十一条 生態環境、教育、科学技術、農業農村、衛生健康、市場監督管理、疾病予防制御などの部門は、それぞれの職責範囲内で各クラス・各種類の実験室で発生する固体廃棄物環境汚染防止の監督管理業務に責任を負う。

実験室を設置した企業、教育機関、科学研究機関などの事業者は、実験室固体廃棄物管理制度を確立し、発生する廃薬剤、廃試薬などの廃棄物に対して、法に基づいて分類収集、貯蔵、輸送、利用、処理しなければならない。実験室の固体廃棄物が危険廃棄物に属する場合には、危険廃棄物に従って管理しなければならない。

第五十二条 住宅都市農村建設、水利、生態環境などの部門は、それぞれの職責に従って下水汚泥、浚渫底泥の処理活動に対する監督管理を強化し、汚泥処理利用施設の配置を整備しなければならない。

水道業者、都市下水処理施設の維持保護運営業者、下水汚泥処理事業者および水体の浚渫・掘削などの活動に従事する業者は、規定に従って下水汚泥、浚渫底泥の総合利用と無害化処理を行い、管理台帳を設置し、下水汚泥、浚渫底泥の行き先、用途、使用量などを追跡、記録しなければならない。

第五十三条 郵便、市場監督管理などの関係部門は、それぞれの職責に従って、包装物の使用に対する監督管理を強化し、過剰包装により環境が汚染されることを防止しなければならない。

電子商取引、宅配便、フードデリバリーなどの業界は、包装のグリーン化、減量化および循環利用のレベルを高め、電子配送伝票、循環利用可能な包装製品および物流配送器具を優先的に採用し、積極的に包装物を回収利用しなければならない。

第七章 危険廃棄物

第五十四条 省人民政府は、関係部門を組織して危険廃棄物の集中処理施設、場所の建設計画を編成しなければならない。省生態環境主管部門は、関係部門と共同で合同国との関連規定に従って、定期的に危険廃棄物の発生量と処理能力のマッチング状況の評価を展開し、利用、処理施設の能力構造と配置を最適化し、最大限に近隣で危険廃棄物を利用し、処理することを確保しなければならない。

危険廃棄物を集中的に処理する建設プロジェクトは、危険廃棄物の集中処理施設、場所の建設計画の要求に合致しなければならない。

第五十五条 省生態環境主管部門などの関係部門は、危険廃棄物の分級分類管理制度を制定し、かつ、動的に調整し、危険廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者に対して差異化管理を実施しなければならない。

危険廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者は、危険廃棄物の分級分類管理要求を確実に実行し、有効な措置を講じて環境汚染を防止しなければならない。

第五十六条 省生態環境主管部門は、全省統一の危険廃棄物情報化知能監督管理システムを構築し、危険廃棄物情報化トレーサビリティ管理を実現しなければならない。危険廃棄物を発生する事業者は、国と省の関連規定に従って危険廃棄物管理計画を制定し、危険廃棄物管理台帳を設置し、かつ、省危険廃棄物情報化知能監督管理プラットフォームを通じて所在地の生態環境主管部門に関連情報を遅滞なく申告しなければならない。

危険廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者は、国と省の関連規定に従ってキュアールコードを含む危険廃棄物ラベルと危険廃棄物施設標識を設置しなければならない。

第五十七条 固体廃棄物が発生する事業者は、国家危険廃棄物名録および危険廃棄物排除管理リストに掲載されていないが、危険特性を有する可能性のある固体廃棄物について、国の関連規定に従って危険廃棄物の鑑別を展開しなければならない。鑑別を完了した後は、鑑別報告書などの関連資料を全国危険廃棄物鑑別情報公開サービスプラットフォームで公開し、同時に所在地の生態環境主管部門に報告する。

危険廃棄物鑑別事業者は、国の規定に従って危険廃棄物鑑別を展開し、その発行する鑑別報告書の真実性、正確性に責任を負い、虚偽を弄してはならない。

第五十八条 省生態環境主管部門は、危険廃棄物の利用、処理施設の業績評価制度を確立し、業績評価弁法を制定し、危険廃棄物利用、処理施設の業績評価を組織し、展開し、かつ、社会に評価結果を公表し、危険廃棄物の利用、処理能力の構造の最適化を推進しなければならない。

第五十九条 危険廃棄物を輸送する場合には、環境汚染を防止する措置を講じ、かつ、国の危険貨物輸送管理に関する規定を遵守しなければならない。

危険廃棄物と旅客と同じ輸送手段に載せて輸送することを禁止する。

生態環境主管部門、交通運輸主管部門および公安機関は、協力メカニズムを確立し、健全化し、危険廃棄物移動管理票情報、輸送車両走行軌跡動的情報および輸送車両通行制限区域情報を共有し、合同監督管理・法執行を強化しなければならない。

第六十条 危険廃棄物の総合利用製品は、製品標準に合致しなければならない。危険廃棄物の資源化利用生成物の生産過程において環境中に排出される有害物質と当該生成物中の有害物質の含有量は、国の関連する汚染物排出（制御）標準または技術規範の要求に合致しなければならない。

第六十一条 セメント窯などの施設を通じて危険廃棄物を共同処理する場合には、国の標準に合致しなければならない。省生態環境主管部門は、危険廃棄物の種類と危害特性に基づいて、セメント窯などの施設による危険廃棄物の共同処理管理方法を制定することができる。

焼却方式を通じて危険廃棄物を処理する場合には、処理施設の運行と汚染物の排出状況をリアルタイムで公開し、かつ、生態環境主管部門のモニタリングシステムに接続しなければならない。

埋立方式を通じて危険廃棄物を処理する場合には、埋立場所の識別標識を設置し、埋立情報を如実に記録し、永久的なファイルを設置し、法に基づいて環境汚染状況をモニタリングし、かつ、省危険廃棄物情報化知能監督管理プラットフォームを通じて生態環境主管部門に埋立とモニタリングの情報を報告しなければならない。生態環境主管部門は、関連情報を自然資源、住宅都市農村建設などの主管部門と共有しなければならない。

第六十二条 生態環境主管部門は、国の関連規定に基づき、条件に合致する危険廃棄物の発生、収集、貯蔵、利用、処理事業者を環境監督管理重点事業者名録に組み込まなければならない。名録管理に組み込まれた危険廃棄物の発生、収集、保管、利用、処理事業者は、国と省の関連要求に従って電子式重量計、ビデオ監視カメラ、電子タグなどのモノのインター

ネット技術手段を用いてデータをスマートに収集し、かつ、省危険廃棄物情報化知能監督管理プラットフォームに接続しなければならない。

その他の条件のある危険廃棄物の発生、収集、利用、処理事業者がモノのインターネット技術手段を使用し、危険廃棄物の追跡管理を実現することを奨励する。

第八章 法的責任

第六十三条 本条例の規定に違反して、生態環境主管部門またはその他の固体廃棄物環境汚染防止の監督管理の職責を負う部門およびその工作人員が、固体廃棄物環境汚染防止の業務において、職権を乱用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正を働いた場合、同級人民政府または上級人民政府の関係部門は是正を命じ、直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任者に対して法に基づいて処分を与える。

本条例の規定に基づいて行政処罰決定を下さなければならないが下していない場合、上級主管部門は直接に行政処罰決定を下すことができる。

第六十四条 本条例の規定に違反して、工事施工事業者が工事施工過程で発生した建設廃棄物を無断で投棄、ばらまき、または堆積した場合、環境衛生主管部門は是正を命じ、10万元以上100万元以下の過料を科し、違法所得を没収する。工事施工事業者以外の事業者または個人が無断で建設廃棄物を投棄、ばらまき、または堆積した場合、環境衛生主管部門は是正を命じ、警告を与え、かつ、事業者に5,000元以上5万元以下の過料を科し、個人に200元以下の過料を科す。

第六十五条 本条例の規定に違反して、危険廃棄物鑑別事業者が危険廃棄物鑑別作業中に虚偽を弄した場合、生態環境主管部門は是正を命じ、10万元以上50万元以下の過料を科し、直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任者に対して、1万元以上5万元以下の過料を科す。

第六十六条 本条例の規定に違反した場合において、法律、法規にすでに罰則規定があるときは、その規定による。

第九章 附則

第六十七条 本条例は、2024年12月1日から施行する。